

平成 27 年第 3 回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議 案 等

区 分	件 数	
	平成 27 年第 3 回	平成 26 年第 3 回
1 条 例	4	7
(1) 制 定	1	4
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	3	3
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	3	4
(1) 一 般 会 計	1	1
(2) 特 別 会 計	2	3
(3) 企 業 会 計	0	0
3 その他の議案等	10	13
計	17	24

2 専決処分

区 分	件 数	
	平成 27 年第 3 回	平成 26 年第 3 回
1 承 認	0	0
(1) 条 例	0	0
(2) 予 算	0	0
2 報 告	3	1
計	3	1

平成27年第3回東浦町議会定例会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 同意

教育委員会委員の選任について

次の者を平成27年10月1日から教育委員会委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名 小^こ 林^{ばやし} 久^{ひさ} 枝^え (再任)

住 所 * * * * *

生年月日 * * * * *

第2 報告(専決処分)

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

1 公用車運転時の過失による物損事故

概 要	町の損害賠償額
平成26年7月10日(木)午前11時10分頃、職員が公用車を相手方の自宅の駐車場に駐車しようとして後進したところ、後方の縁側に当該車両の右後部が接触し、当該縁側を破損させた。	75,600円 (過失割合100%)

2 公用車運転時の過失による物損事故

概 要	町の損害賠償額
平成27年5月9日(土)午後0時頃、生路コミュニティセンター駐車場において、職員が駐車していた公用車を後進させたところ、相手方の車両の前部と接触し、当該車両の右ヘッドライト等を破損させた。	248,279円 (過失割合100%)

3 東浦町体育館の管理瑕疵による人身事故

概 要	町の損害賠償額
平成27年3月8日（日）午後6時30分頃、相手方が東浦町体育館の西側駐車場に駐車した車両の荷台から荷物を降ろそうと当該車両の後方に回った際、蓋がずれた側溝に左脚が入り、左脛 ^{すね} を負傷した。	39,164円 (過失割合100%)

第3 報告（その他）

平成26年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により資金不足比率を、それぞれ監査委員の意見を付けて議会に報告する。

ア 健全化判断比率（単位：％）

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－（△6.17）	13.48	20.00
連結実質赤字比率	－（△24.22）	18.48	30.00
実 質 公 債 費 比 率	2.4	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	－（△2.3）	350.0	

注 （ ）内に参考値として、その値を併記

イ 資金不足比率（単位：％）

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	－	20.0
東浦町下水道事業特別会計	－	
東浦町緒川駅東土地区画整理事業特別会計	－	

注 比率の「－」は、資金不足額がなく資金剰余额がある場合を示す。

第4 議案：条例（制定）

東浦町長の退職手当の支給の特例に関する条例の制定について

町長がこの条例の施行の日の属する任期内に退職する場合には、退職手当を支給しないものとする。

施行日：公布の日

第5 議案：条例（一部改正）

1 東浦町職員の退職手当に関する条例及び東浦町職員の再任用に関する条例の一部改正について

地方公務員等共済組合法の一部改正（公布：平成24年8月22日 施行：平成27年10月1日等）に伴い、関係する条例の規定を整理する。

施行日：平成27年10月1日

- ・改正する条例

- ア 東浦町職員の退職手当に関する条例

- イ 東浦町職員の再任用に関する条例

- ・条例中の用語の定義を引用する法律の変更

- 「地方公務員等共済組合法」→「厚生年金保険法」

2 東浦町個人情報保護条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：平成27年10月 5 日等

・主な整備の内容

ア 特定個人情報の目的外利用を原則禁止する。

イ 保有特定個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求ができる者について、任意代理人を認める。

3 東浦町手数料条例の一部改正について

個人番号の通知カードの再交付手数料を新設する。

施行日：平成27年10月 5 日

・手数料の額 : 500円

第6 議案：工事請負契約の締結

工事請負契約の締結について（建物解体工事）

工 事 名	建物解体工事
路線等の名称	旧学校給食センター
工事場所	知多郡東浦町大字緒川字重右山地内
工事概要	旧学校給食センターの解体工事
契約金額	38,880,000円
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1 東浦土建株式会社 代表取締役 長 坂 勝 之
契約の方法	一般競争入札